

大学・高等専門学校を設置する各種法人の代表者 }
各 大 学 ・ 短 期 大 学 学 長 } 殿
各 高 等 専 門 学 校 学 長 }

福岡県人づくり・県民生活部長
(私学振興・青少年育成局政策課)

まん延防止等重点措置の実施について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

県は、7月28日に福岡コロナ警報の発動を決定したところですが、国においては、全国の一日の新規陽性者数が1万人を超えるなど急激な感染拡大が見られ、集中的な対策を取る必要があること、特に大都市圏や都市部においてこれ以上の感染拡大を防止する観点から、本日、政府対策本部が開催され、本県をまん延防止等重点措置区域とし、その期間を8月2日から8月31日までとすることが決定されました。

これを受け、県では、特に福岡市や福岡地域における新規陽性者数の増加傾向が顕著であることに鑑み、大規模な繁華街を抱え、他地域との交流が盛んな福岡市、北九州市、久留米市及び地域全体がステージⅣ相当以上となっている福岡地域(※)を措置区域とし、措置の徹底を図ることとしました。

県民の皆様には、日中も含め不要不急の外出（特に夜間）、県をまたぐ移動の自粛を、措置区域の飲食店については、営業時間を20時まで短縮し、酒類の提供を行わないこと、区域外の飲食店には、営業時間を21時まで短縮（酒類のオーダーは20時まで）すること等を要請します。

大学等には、授業・学校行事・部活動等において、三つの密の回避やマスクの着用等の基本的な感染防止対策を徹底するとともに、身体接触や大きな発生を伴う活動等の感染リスクの高い活動は制限するよう要請します。

特に、夏季休業中における部活動、課外授業等においては、学校の管理職員及び職員に対し、従来の取組の再確認を行うとともに、感染防止対策の更なる徹底を図っていただきますようお願いいたします。

○別添資料 「まん延防止等重点措置の実施について」

(※) 筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川市、糟屋郡、朝倉郡

担 当：福岡県人づくり・県民生活部
私学振興・青少年育成局政策課
副課長 津田
T E L：092-643-3127
メー ル：shisei@pref.fukuoka.lg.jp